

# 知多市の入札及び契約事務に係る公表に関する事務処理要領

改正 令和6年3月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び客観性の確保を図るため、知多市（以下「市」という。）が行う公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事のうち、市が発注するものをいう。以下同じ。）その他の市が発注する業務（以下「公共工事等」という。）の発注の見通しに関する事項、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公共工事等の発注の見通しに関する事項の公表の対象及び範囲)

第2条 市が発注の見通しを公表する公共工事等の対象は、発注することが見込まれる公共工事等のうち、設計金額が130万円を超えると見込まれる公共工事及び設計金額が50万円を超えると見込まれる設計・測量・建設コンサルタント等業務の委託（以下「設計等の委託」という。）とし、公表の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 工事名（設計等の委託の場合は、委託業務名）、路線等の名称、場所、期間、業種、工事概要（設計等の委託の場合は、委託概要）及び担当課名
- (2) 入札又は契約方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

(公共工事等の発注の見通しに関する事項の公表の方法等)

第3条 市が行う公共工事等の発注の見通しに関する事項の公表の方法は、知多市公式ホームページに掲載する公共工事発注見通し一覧表（第1号様式）を閲覧に供する方法により行うものとする。

2 前項の公表は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく行う。

3 前項の規定に基づき公表した発注見通しに関する事項は、7月1日、10月1日及び1月1日を目途として、見直しを行い、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表する。

4 第1項の公表の期間は、当該年度の3月31日までとする。

(公共工事等の入札に参加するものに必要な資格等の公表の方法等)

第4条 市は、公共工事等の入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿並びに指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定め、又は作成したときは、遅滞なく当該事項を公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の入札に参加する者に必要な資格に係る事項の公表は、知多市契約規則(昭和45年知多市規則第19号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定に基づく公告の写しを閲覧に供する方法により行うものとする。

3 第1項の入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿の公表は、知多市建設工事等の入札参加資格及び格付の審査等に関する要領第8条第2項に規定する有資格者名簿を閲覧に供する方法により行うものとする。

4 第1項の指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準の公表は、知多市指名審査会設置要綱及び知多市建設工事等の入札参加資格及び格付の審査等に関する要領を閲覧に供する方法により行うものとする。

(公共工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表の対象及び範囲)

第5条 市が公表する入札及び契約事務の対象並びに公表の範囲は、次のとおりとする。

(1) 制限付き一般競争入札による工事

ア 入札参加者資格

イ 当該入札に参加させなかった業者名及びその理由

ウ 工事名、路線等の名称、工事場所、工期、工事概要、契約方法、業種及び担当課名

エ 入札日時及び入札場所

オ 予定価格

カ 最低制限価格

キ 入札参加者名及び入札金額並びに入札辞退者名

ク 落札者名及び落札金額

- ケ 最低制限価格未満の入札者名
  - コ 契約業者名、住所、工事概要、契約年月日及び契約金額
  - サ 変更契約年月日、変更契約金額及び契約変更の理由
- (2) 指名競争入札による工事
- ア 工事名、路線等の名称、工事場所、工期、契約方法、業種及び担当課名
  - イ 指名業者名、住所及び指名理由
  - ウ 入札日時及び入札場所
  - エ 予定価格
  - オ 最低制限価格
  - カ 入札参加者名及び入札金額並びに入札辞退者名
  - キ 落札者名及び落札金額
  - ク 最低制限価格未満の入札者名
  - ケ 契約業者名、住所、工事概要、契約年月日及び契約金額
  - コ 変更契約年月日、変更契約金額及び契約変更の理由
- (3) 設計金額が130万円を超える随意契約による工事
- ア 工事名、路線等の名称、工事場所、工期、契約方法、業種及び担当課名
  - イ 契約業者名、住所、工事概要、契約年月日及び契約金額
  - ウ 契約業者を選定した理由
  - エ 変更契約年月日、変更契約金額及び契約変更の理由
- (4) 指名競争入札による設計等の委託
- ア 委託業務名、路線等の名称、委託場所、履行期間、入札日時、入札場所及び担当課名
  - イ 指名業者名及び住所
  - ウ 予定価格
  - エ 入札参加者名及び入札金額、入札辞退者名並びに落札者名及び落札金額
- (5) 指名競争入札による委託のうち、前号に掲げるもの以外のもの（以下「指名競争入札によるその他の委託」という。）
- ア 委託業務名、路線等の名称、委託場所、履行期間、入札日時、入札場所及び担当課名

イ 指名業者名及び住所

ウ 入札参加者名及び入札金額、入札辞退者名並びに落札者名及び落札金額

(6) 指名競争入札による物件の買入れ、借入れ又は製造の請負

ア 物件名、路線等の名称、納入場所、履行期間、入札日時、入札場所及び担当課名

イ 入札参加者名及び入札金額、入札辞退者名並びに落札者名及び落札金額

(7) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約

福祉関係施設等との随意契約に関する事務取扱いに定めるところによるものとする。

(制限付き一般競争入札による工事に係る入札前の公表の方法等)

第6条 市が、制限付き一般競争入札による工事に係る入札の入札日前に行う公表は、前条第1号ア及びウからオまでに掲げる事項とし、その方法は、当該入札前に行う公告の写しを閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、入札執行日までは、掲示することにより行うものとする。

2 前項の公表の時期は、入札執行日の概ね40日前とする。

(指名競争入札による工事に係る入札前の公表の方法等)

第7条 市が、指名競争入札による工事に係る入札の入札日前に行う公表は、第5条第2号アからエまでに掲げる事項とし、その方法は、指名業者選定調書の写しを閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、入札執行日までは、掲示することにより行うものとする。

2 前項の公表の時期は、指名業者への通知日とする。

(指名競争入札による設計等の委託に係る入札前の公表の方法等)

第8条 市が、指名競争入札による設計等の委託に係る入札の入札日前に行う公表は、第5条第4号アからウまでに掲げる事項とし、その方法は、指名業者選定調書の写しを閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、入札執行日までは、掲示することにより行うものとする。

2 前項の公表の時期は、指名業者への通知日とする。

(指名競争入札によるその他の委託に係る入札前の公表の方法等)

第9条 市が、指名競争入札によるその他の委託に係る入札の入札日前に行う公表

は、第5条第5号ア及びイに掲げる事項とし、その方法は、指名業者選定調書の写しを閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、入札執行日までは、掲示することにより行うものとする。

2 前項の公表の時期は、指名業者への通知日とする。

(制限付き一般競争入札による工事に係る入札後の公表の方法等)

第10条 市が、制限付き一般競争入札による工事に係る入札の入札日後に行う公表は、第5条第1号イからオまで及びキからケまでに掲げる事項とし、その方法は、入札執行調書の写し及び制限付き一般競争入札審査結果通知書の写しを閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、契約概要書(第2号様式)を公表するまで(不調の場合においては入札執行日から7日を経過するまで)の間は、掲示することにより行うものとする。

2 前項の公表の時期は、入札事務整理後とする。

(指名競争入札による工事に係る入札後の公表の方法等)

第11条 市が、指名競争入札による工事に係る入札の入札日後に行う公表は、第5条第2号ア、ウ、エ及びカからクまでに掲げる事項とし、その方法は、入札執行調書の写しを閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、契約概要書を公表するまで(不調の場合においては入札執行日から7日を経過するまで)の間は、掲示することにより行うものとする。

2 前項の公表の時期は、入札事務整理後とする。

(指名競争入札による設計等の委託に係る入札後の公表の方法等)

第12条 市が、指名競争入札による設計等の委託に係る入札の入札日後に行う公表は、第5条第4号ア、ウ及びエに掲げる事項とし、その方法は、入札執行調書の写しを閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、入札執行日から7日を経過するまでの間は、掲示することにより行うものとする。

2 前項の公表の時期は、入札事務整理後とする。

(指名競争入札によるその他の委託に係る入札後の公表の方法等)

第13条 市が、指名競争入札によるその他の委託に係る入札の入札日後に行う公表は、第5条第5号ア及びウに掲げる事項とし、その方法は、入札執行調書の写しを閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、入札執行日から7日を経

過するまでの間は、掲示することにより行うものとする。

2 前項の公表の時期は、入札事務整理後とする。

(指名競争入札による物件の買入れ、借入れ又は製造の請負に係る入札後の公表の方法等)

第14条 市が、指名競争入札による物件の買入れ、借入れ又は製造の請負に係る入札の入札日後に行う公表は、第5条第6号ア及びイに掲げる事項とし、その方法は、入札執行調書の写しを閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、入札執行日から7日を経過するまでの間は、掲示することにより行うものとする。

2 前項の公表の時期は、入札事務整理後とする。

(契約後の公表の方法等)

第15条 市が、契約事項に係る契約日後に行う公表は、次に掲げる事項とし、公表の方法は、契約概要書を閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、契約締結後7日を経過する日までの間は、掲示することにより行うものとする。

(1) 制限付き一般競争入札による工事 第5条第1号ウ、オ、カ及びコに掲げる事項

(2) 指名競争入札による工事 第5条第2号ア、エ、オ及びケに掲げる事項

(3) 設計金額が130万円を超える随意契約による工事 第5条第3号アからウまでに掲げる事項

2 前項の公表の時期は、契約締結後とする。

(変更契約後の公表の方法等)

第16条 市が、変更契約日後に行う公表は、次に掲げる事項とし、公表の方法は、変更契約概要書(第3号様式)を閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、変更契約締結後7日を経過する日までの間は、掲示することにより行うものとする。

(1) 制限付き一般競争入札による工事 第5条第1号ウ、コ及びサに掲げる事項

(2) 指名競争入札による工事 第5条第2号ア、ケ及びコに掲げる事項

(3) 設計金額が130万円を超える随意契約による工事 第5条第3号ア、イ及びエに掲げる事項

2 前項の公表の時期は、変更契約締結後とする。

(閲覧及び掲示の場所)

第17条 第4条及び第6条から前条までに規定する閲覧に供する場所は総務部財政課とし、掲示する場所は市役所2階入札情報掲示板とする。

(公表の期間)

第18条 第6条から第16条までの規定により公表した事項については、公表した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供するものとする。

(雑則)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 知多市の入札事務に係る公表に関する事務処理要領（平成11年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月23日から施行する。ただし、第5条第1号、同条第2号（「設計金額が130万円を超える」を「指名競争入札による」に改める部分を除く。）、第10条第1項、第11条第1項（「設計金額が130万円を超える」を「指名競争入札による」に改める部分及び「（随意契約による場合を除く。）」を削る部分を除く。）、第14条第1項第1号及び同項第2号（同条を第15条とする部分を除く。）、第15条第1項第1号及び同項第2号（同条を第16条とする部分を除く。）、第16条（同条を第17条とする部分を除く。）の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。



## 知多市の入札及び契約事務に係る公表に関する事務処理要領の留意事項

第2条 「発注することが見込まれる公共工事等」に該当しない公共工事とは、

- ① 当該年度の工事に必要な土地等の取得が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- ② 当該年度の工事に必要な他の施設管理者等との協議、調整が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- ③ 当該年度の工事に必要な地元の関係者等との協議・調整、埋蔵文化財調査が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- ④ 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- ⑤ 災害発生期間中、災害発生直後、又は事故等で緊急的に行う工事（災害査定等を経て計画的に実施する災害復旧工事を除く。）
- ⑥ 他の工事の入札状況や執行状況に影響を受ける工事及び管理施設・構造物等の損傷程度の確認等に関連した不確定要素により、緊急的に実施する工事
- ⑦ その他、発注の見込みが立てられない又は公表することが適当でないと判断される工事をいう。

第2条第1号 「業種」とは、

建設業法別表上欄に定める種類（土木一式工事、建築一式工事等）をいう。

第2条第2号 「入札及び契約の方法」とは、

制限付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約をいう。

第5条 「入札参加者名」には、当該入札の開札において失格となった者を含む。

第10条から第14条 入札執行調書の記入方法は、

- (1) 入札者のいずれかが落札した場合は、入札執行調書の備考欄の該当箇所に「落札」と記載する。
- (2) 落札者がなく、不調となった場合は、入札執行調書の下余白部分に「不調」と記載する。
- (3) 予定価格を事前公表した場合に、予定価格超過の入札があった場合は、入札執行調書の入札書記載金額欄の該当箇所に「無効」と記載する。
- (4) 最低制限価格未満の入札があった場合は、入札執行調書の入札書記載金額欄の該当箇所に「最低制限価格未満」と記載する。